

8 消安第 711 号
令和 8 年 4 月 28 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「動物用シードロット製剤の品質確保に必要な措置に係る留意点等について」の一部改正について

平素より、動物薬事行政につきまして御理解、御協力いただき感謝いたします。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）の一部の施行に伴い、「動物用シードロット製剤の品質確保に必要な措置に係る留意点等について」（平成 21 年 7 月 1 日付け 21 消安第 2928 号消費・安全局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴会会員に御周知いただくようお願いいたします。